

The Kansai University Bulletin

Osaka, September 15th, 1927—No. 52

教學生里子

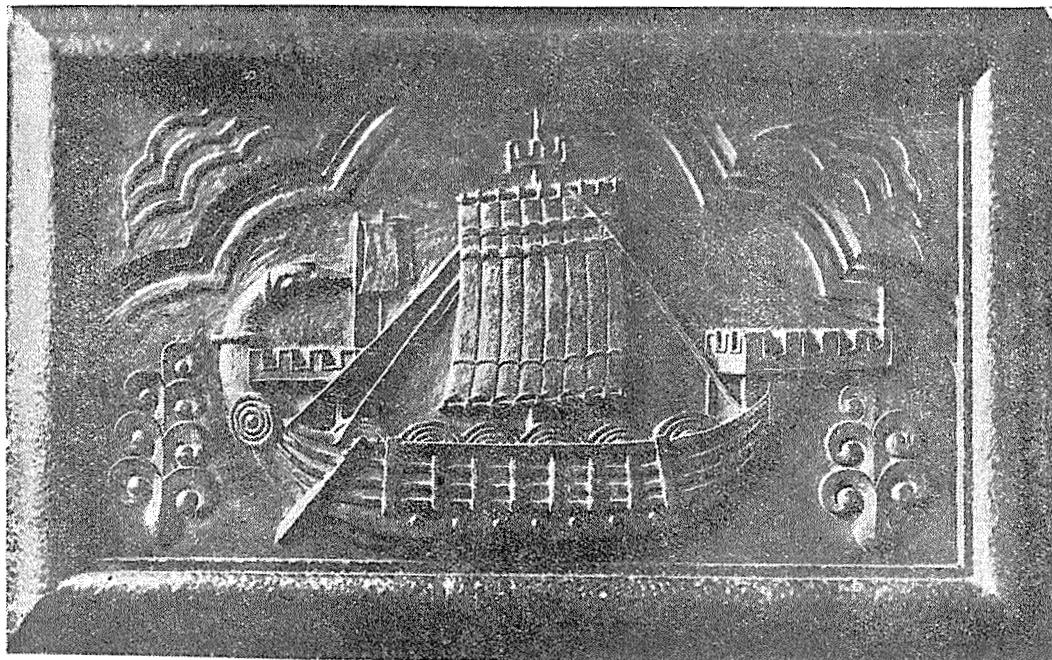
行發日五十月九

號二十五第

年二和昭

Relief by Mr. T. Okuni

on the Front-Frieze of the Stage in the Administration Building



フーリレの字文一面正ジーテス堂講館本

版 大

堺佐土話電
番〇七五五・九四〇一

關西大學報局

大阪振聾貯金口座
番五七八二一

時代喜劇の發生

關西大學講師 豊岡佐一郎

推論して、我國の演劇史上に、多くの優れた喜劇を當然有してゐなければならぬ筈だらう。今日我我が歌舞伎劇と稱するものの中には、純粹に喜劇とすべきものが一つもない云つたなら、相當演劇に知識を有する人達でも一應は不審の眼をもつて、改めて歌舞伎劇を振り返つて見るであらう。そして始めてこの意外な事實に氣がつくのである。勿論部分的に喜劇的要素、滑稽味を有する戯曲、喜劇的動物、滑稽な事件を織りませた戯曲は無数である。否、さう云ふ部分的な滑稽味を有する事が日本の演劇の著るしい特色であるとも云へるのである。いかなる悲劇にもその悲劇味が深刻なればなる程、喜劇的要素を隨所に加味して、その悲劇味を緩和せんとするのが、我國在來の戯曲家の常套手段であつたのである。外國の芝居にも隨分陰惨な芝居があるが、我國の江戸末期の芝居は程陰惨なのは少ない、「血の芝居」と云つてもいい位、殊更にその慘虐味を喜んだものであるが、慘虐味のみに終始されでは、人間の本性としてそれ垠え得られるものではないから、主張としては勸善懲惡の思想を以て、緩和剤として三枚目安敵役、乃ち滑稽な悪人を配して、見物の心を救つてゐる。天下茶屋仇討の安達元右衛門などこの三枚目安敵役の代表的な

は、中村仲藏の工夫以來、五分月代に黒小袖朱鞘の大小ミニ云ふ、見るから淒味のある惡浪人になつてゐるが、もとは大百日賀に大綱のさてら、丸ぐけ帶、山岡頭巾、紐付の股引ミニ云つた頗る野暮臭い風態で、與市兵衛を殺してから「金が有りや」と殺せ、金が無けりや何のいの、金が敵ぢやいとしほや、南無阿彌陀南無妙法連華經」などと洒落のめしてゐる滑稽味豊かな人物なのである。これなご僅かに一例にすぎないが、要するに演劇に於て「エミ「滑稽」は常に密接な關係を有してゐるのである。この問題は甚だ興味ある問題で、他日まごまつた研究を發表したいと思つてゐるので、此處では單に、日本の演劇は、その喜劇的要素を部分的に所有するのみであり、その喜劇的要素が常に「悪」によつて表現されてゐる事を述べるに止める。

脚本が生れるやら 今日にいたゞては 最早立派に、日本演劇史の項目に喜劇の一頁を加えるに至つた。併しその初期の喜劇は現代世相喜劇が大部分であつたが、尙其上に最近の所産として時代喜劇の續出を見るに至つた。今日尚續續として優れた時代喜劇を生みつづある。甚だ前口上が長くなつたが、この時代喜劇の發生に就て一考して見たい。

一つの時代を出来るだけ忠實に研究し、又忠實に何らの私見を加えず記述する歴史家がある様に出来るだけその時代相を重んじ、その時代に呼吸する人物を有るがままに描かうとする戯曲家がある。勿論演劇は歴史ではなくから、其處に多少の舞臺的潤色を施すにせよ、要するに、その時代の人物・事件を、時代から切り離さずに描く戯曲家である。これは史劇・時代劇の作家としては常道であり本道である。明治の初年、從來の歌舞伎劇・殊に花川戸助六實は曾我の五郎と云つた式の荒唐無稽な時代劇にあきたらず、時代及び人物を正史によつた新しい史劇・時代劇を書きうる試みた作家は正に此本道の作家である。名優市川團十郎によつて創始された「活歴」の諸脚本など此適例である。

處が最近の傾向として、その時代を正しく忠實に觀察し、それを描くと云ふよりは、その時代の中に近代精神と共通な何物かがないか、近代的觀察によつてその時代を新しく再現する道はないか、その時代の人物・事件を、そつくりそのまま我が生活してゐる現代の空氣の中へ持つて来て生かす道はないか――さうひて、その時代を裏から觀察し描かうとする様になつた。近來變態的仇討物の續出する所以である、これは或意味に於て正しく邪道

である。かゝ物をたたしく有りのままに受取つては見識にかかると思ふのが近代精神であつて見れば仕方がない。

この邪道を行くもの、裏から時代を覗かんとする者は、其心理傾向として自然其處に喜劇的な要素を發見し、その要素をシニカルな見地から描かうとする、いかなる時代に於ても一つの事實を、ピントをはづして觀察する其處に必らずよしそれが悲劇的事實であらうこと、何らかの喜劇的要素を發見し得るものである、自己の感じたるがまゝに、自己の解釋のまゝに總ての時代を、總ての様式を融解し、表現せんとするのが近代式である。尙その上にシニカルな醜劇味をもつて、いやが上に近代味を出さうと試みるのである。時代喜劇の生れる所以である。

時代喜劇の創始者は誰であらうか、今此處に斷定する事は出來ないが、少なくとも時代喜劇の發生と建設に功を建てた作家こそその作品を擧げて見る事は出来る。参考までに順次不 同に列挙して見よう。先づ最近最も舞臺上で評判の高かつたのは、岡本綺堂氏の「小栗柄の長兵衛」であらう。これは市川猿之助をして時代喜劇俳優の第一人者たらしめたものである。ならず者が知らずして明智光秀を討ち忽ちにして一村の崇拜人物になる云ふ喜劇である。綺堂氏には此外に尙優れた時代喜劇が數篇ある。「權三と助十」「能因法師」「筑摩の湯」「江戸名所圖繪」等委く範囲するに足る。それから極く最近に好評を博したものに池田大伍氏の「男達ばかり」があるが、私自身は世評程に感心しない。大伍氏には他に「師直打擲」云ふ傑作がある。當時權勢ならぶ者もなき高師直を巧みに術中に陥れて、群衆の面前で心ゆくばかり打擲する云ふ喜劇で、時代喜劇中の傑作として三讀するに足る。殊に

師直を打擲する處の臺詞が實に名詞臺である
松居松翁氏にも多くの時代喜劇があるが、例

その方の研究をして行きたいと思つてゐる。
精しくは他日に譲りたい。

千里山の月

教職員觀月會の記

月は未だ出ない。クラブ・ハウスの露臺ではも



るやうに澄んだ色だ。ビールの盃、栗飯が美味しい。宮島先生は「來年は圖書館のルーフ」挨拶された。

明治以後私法の變遷

關西大學教授 佐々木

るか。進歩か、退
かにしやうと思ふ

我國に於ける民法典編纂事業の嚆矢は、明治三年太政官に制度局を設け民法編纂會を設置したのに存して居る。當時同會會長は江藤新平氏であつたが、氏は一日も早く民法典の編纂を完成せんと欲し學者實作鱗祥氏をして佛國民法の翻譯に從事せしめ、「誤譯は差支なし要は速譯にあり」と命じ、稿成るに従つて、假令數枚と雖も之を會議に附した程でありますたと云ふ事が穂積陳重博士著法窓夜話に書

これも世評程感心しない。永田衡吉氏には「蓬萊」云ふ傑作がある。秦の始星と徐福の事を書いたもので、喜劇とは云へないかも知れないが、氣品と詩情に富む作品である。同氏の「煩惱無安」は維盛を描いた大作であるが、私は同氏のものとして前者を云う。かく列舉して来る。到底豫定の紙面では書き切れない。ので以下名前だけを擧げて見よう。額田六福氏「坊主才右衛門」高田保氏「俠客のチレンマ」「人魂黃表紙」田中總一郎氏「佐平功名錄」「逍遙博士」大いに笑ふ淀君「坪内士行氏」「山法師」「山本有三氏」「本尊」矢島勝吾氏「旅へ出た雲悟禪師」市川猿之助の好んで演ずる處の「研辰もの」等、一一數へ来れば限りがない程、近來時代喜劇の世に現はれる事しきりである。私自身にも時代喜劇の作品二三あり、尙今後もさうした傾向の作品を書く意志を持つて居り、時代喜劇の興隆に一びの力を添える。同時に

月がほつかりと顔を出した。
×

露臺の周囲は秋虫の樂手が健氣なコンサートである。見渡す大グラウンドの向ふ側は模糊としてすんで氣は水のやう、蛾が飾り電燈のガラスを打つ、露臺の人の興は更に盡くるべくもない。

我國に於ける民法典編纂事業の嚆矢は、明治三年太政官に制度局を設け民法編纂會を設置したのに存して居る。當時同會會長は江藤新平氏であつたが、氏は一日も早く民法法典の編纂を完成せんと欲し學者箕作鱗祥氏をして佛國民法の翻譯に從事せしめ、「誤譯は差支なし要は速譯にあり」云々命じ、稿成るに従つて、假令數枚云々雖も之を會議に附した程であつた云々事が穂積陳重博士著法窓夜話に書いてある。又同書によれば當時箕作氏はド・ア・シヴィールの佛語を民權云々譯したのに對し議論百出し、人民に權利があるなど云々は以ての外である云々非常に攻撃されたこのことであるが、成る程國民の人格を無視した當時に於ては無理からぬ議論であつた。然るに程

なく來朝せるボアソナード教授は當時フランスを中心として歐洲大陸に行はれたる自然法學派の法律學を講義し民權の主張を教へたのである。云ふまでもなく自然法學派は國家及び法律を國民の明示若しくは默示の契約によりて築きあけられたるものであり從つて人間の回想の結果であると解するのである。即ち國家及一定の國家形式は全國民の精神から有機的に發達したものであると云ふ様なことを考へ、人は生れながらにして天賦人權なる自然權を有するものにして國家は之を承認し法律は之を確保することを要する。其結晶はフランス革命によりて成立せる千七百八十九年の人權宣言及千八百四年のコード・ナポレオンの二法である。此二法の要點は次の三者に外ならない。

1 あらゆる物は一定の法律上の例外を除いては個人の所有に屬する。(個人所有權の原則)

2 各人は原則として契約により他人に物又は自己の行為を給付すべき義務を負ひ、而して其履行を強制せらるる法律上の効果を發生せしむる自由を有する。(契約自由の原則)

3 各人の財產權は一定の法律上の例外を除いては其死後其人自身或は法律が相續人であると定めた人にうつる。(相續權の原則)

右の三原則の上に作り上げられたるフランス民法はボアソナードの手によりて我が私法思想を築きあげたのである。斯くてボアソナード教授は政府の命により明治十二年以來法律編纂の事に従ひ先づ民法の全部を人事編、財產編、財產取得編、債權擔保編及び證據編の

五編に別つことに定め、明治二十一年に到りて財產編、財產取得編の一部、債權擔保編及び證據編の成立をつけ明治二十三年四月法律第二十八號を以て之を公布した。又人事編及び財產取得編の殘部は、我國從來の民族慣例に關するこゝ多きを以て邦人之を起稿し、明治二十三年十月法律第九十八號を以て之を公布した。所謂舊民法なるもの即之である。然るに當時此新法典が一度公にせらるるや、俄然として反對の世論起り、「民法出でて忠孝亡ぶ」と豪語し茲に法典實施延期の議を生じ論難辯駁年に亘り、隨分激烈なる論戰を見るに到つた。延期派の主張は



(一九一—四二八一) 教授ドナリオ・バタス・ユギ

すものなり。

3 法典の實施を延期するは國家の主權を害し獨立國の實を失はしむるものなり。

4 法典の實施を延期するは憲法の實施を害するものなり。

5 法典の實施を延期するは立法權を放棄し之を裁判官に委するものなり。

6 法典の實施を延期するは各人の權利をして全く保護を受くる能はざらしむるものなり。

するものである。從て人間の勝手に作つたものではなくして其存在と組織とは目に見えぬ國民の精神によりて創られたものである。一國に法律あるは宛も國民に國語あるが如く、一國民は大辭典の編纂によりて其國民普通の言語を作ること能はざるが如く、如何なる國民も雖も單に普通の法典を作成することによりて其國民普通の權利を創製することの出来るものではない。法律は國民の支體であつて衣服ではないと云ふに存するが、之は當時英法を主として教授した東京開成學校、東京法學院(今の中央大學の前身)東京專門學校今の大稻田大學の前身等の出身者によりて高調されたのである。然るに遂に延期派の勝利に歸した。即ち明治二十五年十一月法律第八號を以て、民法の施行を明治二十九年末まで延期することとなつたのである。そこで明治二十六年三月勅令第一號を以て法典調査會を設けた。即ち明治二十九年末まで延期法の羅馬式編別方法を改めて、獨逸式編別方法を取り總則、物權、債權、親族、相續の五編に別つことなし其内容に於ても舊法の規定を改め主として獨逸民法を模倣し、明治二十八年末に到りて前三編を議了し翌二十九年四月法律第八十九號を以て之を公布し、明治三十年末に到りて親族及び相續の二編を議了し、明治三十一年六月法律第九號を以て之を公布し、同年六月勅令第一百二十三號によりて同年七月十六日より民法全部を施行した。之即ち現行の我民法典である。

斯くの如くにして我が法律學は俄かに獨法に傾き政府は諸教授を獨逸に派遣して其法律學を研究せしめ、東西兩大學獨法科は隆盛を來

7 法典の實施を延期するは爭訟紛糾をして叢起せしむるものなり。

8 法典の實施を延期するは各人をして安心立命の道を失はしむるものなり。

9 法典の實施を延期するは國家經濟を攪亂するものなり。

延期派の主張の根據は同じく當時英國を中心として泰西諸國に行はれたる歴史法學派の法

律主張であつて國家及び法律は他の自然界に於ける有機物と同様に成立し、成長し、消滅

するものである。從て人間の勝手に作つたものではなくして其存在と組織とは目に見えぬ國民の精神によりて創られたものである。一國に法律あるは宛も國民に國語あるが如く、一國民は大辭典の編纂によりて其國民普通の言語を作ること能はざるが如く、如何なる國民も雖も單に普通の法典を作成することによりて其國民普通の權利を創製することの出来るものではない。法律は國民の支體であつて衣服ではないと云ふに存するが、之は當時英法を主として教授した東京開成學校、東京法學院(今の中央大學の前身)東京專門學校今の大稻田大學の前身等の出身者によりて高調されたのである。然るに遂に延期派の勝利に歸した。即ち明治二十九年末まで延期法の羅馬式編別方法を改めて、獨逸式編別方法を取り總則、物權、債權、親族、相續の五編に別つことなし其内容に於ても舊法の規定を改め主として獨逸民法を模倣し、明治二十八年末に到りて前三編を議了し翌二十九年四月法律第八十九號を以て之を公布し、明治三十年末に到りて親族及び相續の二編を議了し、明治三十一年六月法律第九號を以て之を公布し、同年六月勅令第一百二十三號によりて同年七月十六日より民法全部を施行した。之即ち現行の我民法典である。

し、法律學界は擧げて獨法萬能の世界となつたわけである。

一

我國に於ける民法法典實施延期戰は、宛も第十九世紀初頭獨逸に起つたザヴィニー、ティボーの法典爭議と其性質を同じうせるることは普く世の知るところであるが結局に於て獨逸に於ても一民、一國、一法（Ein Volk, ein Reich, ein Recht.）の實をあけ遂に現行獨逸民法の實施を見ると同じ様に我國に於ても現行民法が行はれてゐる、而して現行獨逸民法及び其繼受法たる我が民法も結局に於ては千八百四年のフランス民法と其眞精神を一にするものである。即ち個人所有權不可侵の原則契約自由の原則、相續權の原則に歸するに他ならない。之を法律哲學的に見ればカント、ヘーゲル、ベンタムの個人自由の最大限の確保といふ個人主義的思想を出でざるものであつて權利の偏重、意思の尊重、道徳と法律の峻別である。茲に概念法學の弊と相俟つて法律學に對する銳き反動が生じ、歐米に於ては最近三十年此の方、著しき進歩を見つかる即ち法律の本質的研究に於ては常に法律の目的より之を爲し、法律目的として法律學が重要な社會文化に關する一分科たることに着目して社會哲學的に研究したる結果或は社會理想としての正義の實現を主張し或は文化促進の手段としての法律目的を認識し、或は人類の社會生活に於ける社會職能を各人に認め、法律目的がかかる職能の促進に存するこなすなど、今や法律學に於ける割時代的の諸思想は到る處に高調され、從來の個人主義的概念法學を一蹴に付してゐる。形式論理と個

人權利の偏重を以て特色とした我が私法も右の如き新思想の影響を受けて近時著しき進化を示しつつある。先づ一例を示せば、

夫の貞操義務に關するものである。事件は、妻子をして他の婦人と同棲してゐる者及び其相手の婦人に對し其妻子の代理人として損害賠償の請求をなしたものであつて、大正十五年七月二十日の大審院の決定である。即ち離婚の原因と姦通の處罰とに關する法律上の男女不平等を以て時代錯誤の甚だしきものと爲し、配偶者は互に共同生活の平和安全及び幸福を維持するに就いて常に平等の義務を負ふものであるこの一大原則を確立したものである。我が民法第八百十三條は「夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得」と規定して妻の姦通のみを數へて居るから夫の姦通を正面から離婚原因にすることは出來ないのである。又刑法第八百八十三條は「有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦同ジ」とあつて常に夫は貞操義務を有しなかつたのである。然るに今や大審院は「婚姻は夫婦の共同生活を目的とするものなれば配偶者は互に共力して其共同生活の平和、安全及び幸福を保持せざるべきである。然り而して夫婦が相互に誠實を守ることは其共同生活の平和安全及び幸福を保つべきである。誠實を守る義務を負ふものと云ふべく、配偶者の一方が不誠實なる行動をなし、共同生活の平和、安全及幸福を害するは即ち婚姻契約によりて負擔したる義務に違背するものと云ふべからず。換言すれば婦は夫に對し貞操を守る義務あるは勿論夫も亦婦に對し其義務を有

せざるべからず。民第八百十三條、第三號は夫の姦通を以て婦に對する離婚の原因となさず。刑法第八百八十三條も亦男子の姦通を處罰せず。雖も、是主として古來の因襲に胚胎する特殊の立法政策に屬する規定にして、之所以ために婦が民法上夫に對し貞操義務を要求するの妨げとなるべからず。元來夫婦共同生活の安寧幸福と云ふ目的より見る場合に於ては權利本位の思想よりは寧ろ義務本位の思想を主張すべきこと固より當然である。苟くも社會集團としての人間生活の營まれる所にては常に各人の對社會的の義務を高調否獨り夫婦間の共同生活に於てのみならず、すべきことを最も力強く主張する學者は近く來朝せんとするレオン・デュギイ教授であることは私が屢々本誌に於て述べたこである。我國に於てはデュギイ教授の主張の如く如斯明快なる論斷には及ばずこそ雖も漸次是に近づきつつあるものとして本判例を解釋すべきである。同じく義務本位の判例として大正十年に注目すべき一判決がある。事件は子の財産に對する親權者の處分權と管理義務に關するものであつた、即ち「甲男が乙女を養子に貰ふた、其際乙女は其名義の不動産を持參した。乙女は未成年者なので甲男は其親權者として右の不動産を賣却し、其賣得金を費消した。そこで後に到つて乙女から甲男に對して管理義務違背と所有權侵害とに於ける損害賠償請求の訴を起した。第一審では甲男即親が勝ち、第二審では乙女即子が勝つた。甲男は第二審に於て、其不動産は乙女の實父から甲男に贈與されたものであることを、及び其賣得金の全部は乙女の嫁入支度に用

ひられたことを主張したが、控訴院はそれが證明されたものとは認めなかつた。そこで甲男は上告した。然し大審院は其上告を棄却し、斯う云ふた、「親權を行ふ父は未成年の子の財產に對する管理權を有し、之を行ふに當りては自己のためにする同一の注意をなすべき責に任じ、又子成年に達したる時は遲滞なく其管理の計算をなすべき義務を負ふものなるを以て恣に子の財產を處分することを得ざるものと云はざるべからず。又子の財產に付き右の注意を用ひて適當なる管理をなし親權者たるの責任を盡したる事實は親權を行ふ父に於て立證すべきものと解するを相當すべし」として此點を最も力強く主張する。

三

大正九年九月一日の大審院判決に、妻の借財に對する夫の許可權に關する判例がある。大審院は斯う言ふてゐる。「妻が借財をなすには民法第十四條に依り夫の許可を受くることを要すれば、其許可は必ずしも明示たることを要せず、又各借財をなすに就き特定的に其都度許可を受くることなく、豫め一般的に之を受くることを妨げず、而して夫が出稼のため妻を故郷に残して遠く海外に渡航し、數年間妻子に對する送金のみちを絶ちたるが如き場合にありては其留守宅に相當なる資産ありて生活費に當つることを得るが如き特別なる事情なき限りは妻に於て一家の生活を維持する事の教養を完うするが爲めに其必要な程度に於て借財をなし以て一家の生計を維持することとは夫に於て豫め之を許可し居りたるものと認むべきは條理上當然にして、如斯解して始めて其裁判は能く情理を盡したるものと

言はざるべからず。本件被上告人の夫は出稼の爲明治四十年中より渡米したることは當事者に争なき處にして而して本件二口の借財は何れも渡航後三、四年を経過したる後に係り且其金額も僅かに貳拾圓ご拾五圓に過ぎざるが故に他に被上告人の夫に於て不在中永續の生活のために適當なる生活費を送金し來りたるが如き特別の事情なき限りは生活上必要なるものご認むるを相當ごする等の借財をなすことは豫め被上告人の夫に於て許可し居りたるものご判断すべきは當然なり。」此判例に對し或學者は妻の生存權に關するものである云つて居るが私は寧ろ所謂夫の許可權なるものは如斯事案に於ては權利にあらずして義務なりご思ふのである。即ち夫婦共同生活の平和、幸福、安寧を保持せんがために一定の場合妻が借財をなすことに對し夫は之を許可すべき法律上の義務を有するものにして許可するご否ごを任意に定め得べき權利にては斷じてない。大審院が豫め許可し居りたるもの」この擬制を用ひたるは稍形式論理を脱し得ざるの憾みはあるさも如斯擬制を用ふるの根底には許可權なる概念よりは寧ろ許可義務の概念が強く働きたるものご云はなければなるまい。茲に重大なる私法進化の跡を認めなければならぬ。如斯權利本位の法律思想は義務本位の法律思想に微力ながらも轉向しつつあるご同時に道徳ご法律との融合一致の傾向にも向ひつつあるごとを見逃してはならない。

月中より向ふ八年間久留米市紺屋町なるトリ方に於て藝妓見習稽古及藝妓稼業に從事せしめ、藝妓稼業による收得金を以て右債務の辨済に當つべきことを約し右期間其約示の履行を確得する方法として、シヅをトリの養子として縁組の届出をなすこととし、同年三月二十日之が届出をなした。シヅは當時満十一歳の故を以て其養子縁組は實父が代つて承諾したのである。處が今回實父が義母ニ養子ニを相手取つて養子縁組の無効を主張し第一審第二審共勝訴したので養母が上告したのである之に對し大審院は「女子をして藝妓稼業をなさしむるため之ニ養子縁組をなしたる場合に於ては、或は當事者間に眞に養子縁組をなすの意思ありて藝妓稼業をなさしむるは單に緣組をなすの緣由たるに過ぎざることあり、或は藝妓稼業をなさしむるを以て要素ニなし養子縁組の届出をなしたるのみにして眞に縁組をなすの意思を有せざることあるものにして其何れに屬するやは各場合に就き決すべき事實問題なり。假令縁組の當事者が養子縁組届出に署名捺印して縁組に關する表示行爲をなすも眞に縁組をなすの意思を有せざる時は民法第八百五十一條第一號に所謂當事者間に縁組をなす意思なき場合に該當するを以て其養子縁組は無効なり」とす。」此判決は養子縁組の意思を決定するに到れる縁由を考察して價值判断をなしたるものにして法律ニ道德ニの融合に一致なる點より見て重要なるもの云はなければならぬ。凡そ道徳行爲の價值判断には常に其緣由に重きを置くものであるが法律行為にありても一概に同様だ云ひ得ないのである。例へば養子縁組に於けるが如く單に養

て意思決定の縁由には無關係である云ふのは從來の法律思想であつた。乍然現今法律學の進歩は養子縁組の如き法律行爲にありては常に其意思決定の縁由に重要性を置き其處に非道徳的の何物かがあれば當該行爲に基く法律關係を無効とする事になつたのである。此範圍に於て道徳と法律とは相一致したのである。蓋養子縁組の假面の下に人身賣買の事實を許すことになれば、如何にして社會生活に於ける公序良俗を維持し得やうか、人間行為の價值判断は常に其動機に遡つて之をなすべきものであつて法律適用の方面より言ふならば所謂「法律によらざる裁判」或は「裁判官の自由裁量」或は「法律適用の個別性」を稱するものであつて具體的妥當性に重きを置く價値批判である。

の制定實施を見るに到れるは主として無産者階級の保護を目的としたものである。工場法第十五條は「工業主ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ職工ガ業務上負傷シ、疾病ニ罹り又ハ死亡シタル場合ニ本人又ハ其遺族若クハ本人ノ死亡當時其收入ニヨリ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ」規定してゐる。此規定は結果責任主義に基く規定であつて民法第七百九條の「故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ依リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ」この所謂過失責任主義を制限したる職工保護の規定である、即ち大工業の發達は工場内に於ける職工の死傷及び疾病を激増したのであるが過失責任主義による民法規定を以てせば工場には現代科學の要求する所に従つて諸般の設備を施したものであるから過失がない云ふことになる。従つて其處に働く労働者は何等の賠償を受け得ないのであるが如斯は最も不公平、不正義なる規定であつて企業の經營によりて一大利益を得る工場主は其事業進行に際し發生する損害は正に彼自身によりて賠償せらるべき事理の當然であるも同様、結果としての損害を與へたる以上は獨り工場内に於てのみならず工場外に對しても同様、結果としての損害を與へたる以上は常に之が賠償の責に任じなければならぬ。大正四年七月大阪の某化學工業會社が其工場より流出する亞硫酸によりて附近の農作物を枯死せしめたるに對し大阪控訴院が此結果責任主義による賠償義務を明言したるが如き、或は又大審院が大正八年三月三日の判決によりて汽車の煤煙の松樹を枯死せしめたると言ふ事案に關し鐵道院に賠償責任を認めたるが如き注目に値する。

要するに社會構成分子の大半を占むる無產

者階級の保護規定は獨り私法上の問題のみにあらずして公、私法を通じて今後益増大すべく假令制法が不完全であつても裁判所は前に

説明せるが如き立法的作用及び行政的作用を營みて無産者階級の保護を計るべきである試みに獨逸憲法中無産者保護に関する規定を抽出せんか。

第一百五十七條 勞働力ハ國ノ特別ノ保護ヲ

享ク國ハ統一的ノ勞働法ヲ定ム

第一百五十九條 勞働條件及ビ取引條件ノ維持及ビ改善ノ爲ニスル結社ハ何人ニ對シ

テモ亦如何ナル職業ニ對シテモ其自由ヲ保證ス

此自由ヲ制限シ又ハ妨害セントスル約定及ビ處置ハ凡テ之ヲ禁止ス

第一百六十條 雇傭又ハ勞働關係ニ於テ被傭者又ハ勞働者タル者ハ公民トシテノ權利ヲ行使シ及ビ著シク業務ノ執行ヲ阻害スベキ場合ヲ除クノ外其依託ヲ受ケタル公ノ名譽職ヲ執行スルニ必要ナル自由ノ時間ヲ有スル權利ヲ有ス之ニ對スル補償ノ請求權ハ法律ノ定ムル所ニヨル

ノ名譽職ヲ執行スルニ必要ナル自由ノ時

間ヲ有スル權利ヲ有ス之ニ對スル補償ノ

請求權ハ法律ノ定ムル所ニヨル

ノ名譽職ヲ執行スルニ必要ナル自由ノ時

間ヲ有スル權利ヲ有ス之ニ對スル補償ノ

請求權ハ法律ノ定ムル所ニヨル

ノ名譽職ヲ執行スルニ必要ナル自由ノ時

間ヲ有スル權利ヲ有ス之ニ對スル補償ノ

請求權ハ法律ノ定ムル所ニヨル

メニ國ハ概略的ノ保険制度ヲ設ク保険制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

メニ國ハ概略的ノ保険制度ヲ設ク保険制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

メニ國ハ概略的ノ保険制度ヲ設ク保険制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

メニ國ハ概略的ノ保険制度ヲ設ク保険制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

メニ國ハ概略的ノ保険制度ヲ設ク保険制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

メニ國ハ概略的ノ保険制度ヲ設ク保険制度ハ被保險者ヲシテ之ニ參與シ之ヲ支配スル力ヲ有セシム

ラルベシ適當ナル勞働ノ機會ヲ與ヘラレザル者ニ對シテハ必要ナル生活費ヲ支給ス

ト同等ノ權利ヲ以テ相共同シテ賃銀及ビ勞働條件ノ規律並ビニ生産力ノ全經濟的發達ニ參與スルモノトス兩者ノ何レノ例ニ於テモ組織及ビ其聯合ヲナスコトハ之ヲ承認ス

勞働者及ビ被傭者ハ其社會上及ビ經濟上ノ利益ヲ防護スルタメニ產業勞働者會議並ビニ經濟區域ニ別タル地方勞働者會議及ビ國勞働者會議ヲ以テ法律上ノ代表トス

葉櫻のしけり重たく雨降りて春もおのづこ暮れにけむかも

さみだれのまた降りいでしこの林泉の松の芽立のすがしくもあるか

葉櫻のしけり重たく雨降りて春もおのづこ暮れにけむかも

並ビニ經濟區域ニ別タル地方勞働者會議及ビ國勞働者會議ヲ以テ法律上ノ代表トス

葉櫻のしけり重たく雨降りて春もおのづこ暮れにけむかも

あさぶすま抄（續）

關西大學講師 堀 正人

みほこけのためこゝり來し馬醉木の花山邊の晴天に心ゆくまで明月を稱し午後十時に垂ん

けたる月いでにけり

宿の木に百舌が音高し背戸山の秋はふかくぞなりやしぬらむ

しぐれの雨あがる丘べに出で来ればをちの里の霧がくりつ

あしひきの山の峰のへにさ夜ふけていたくか

けたる月いでにけり

學內報

講堂ステージ正面一文字

のレリーフ完成

豫ねて帝展審査員大國貞藏氏に依頼して製作中であつた本學大講堂ステージ正面一文字に取付けらるべきレリーフが此程完成した。近く所定の位置に掲げられて大講堂に一段の威彩を添ふるであらう。作意は別項大國氏の談の通りであるが此機會に、多忙な中を専念作品完成に努力された大國氏に深甚なる感謝の意を表する次第である。

圖書館建築工事

既報去る六月五日起工式を行つた本學圖書館の建築工事は着手以來着々進捗し、既に基礎工事並びに地下室工事を終つて目下上層工事中にある。

ヒューブナー博士講演會

豫ねて帝展審査員大國貞藏氏に依頼して製作中であつたが同月二十二日奈良に來着した

博士は本學の依頼を快諾し翌二十三日來阪、宮島教授の紹介にて壇上に立ち「企業危機とその對策」なる題下に約一時間餘に亘り有益にして興味ある講演をなした。講演の要旨は引續き本學教授佐々穆氏が邦譯の勞をこられたが、聽衆には保険事業關係の人々多く終始熱心に聽講した。尙ほ講演の原文並に其要譯は別掲の通りである。

ヒューブナー博士歡迎會

別項所報七月二十三日の本學夏期講演會開催に先ち同日午後五時半から大阪俱樂部に於て

ヒューブナー博士歡迎會が催された。而してこの歡迎會には生命保険及び火災保険兩協會の大坂地方會も参加せられて出席者數十名に達し頗る盛會であつた。デザート・コースに

入るや宮島教授は本學を代表し、又本學評議員、共同火災保険株式會社社長田所美治氏は保険協會側を代表し、何れも英語にて歡迎の辭を述べ、これに對しヒューブナー博士は懇

懃に答ふるところあり更にアメリカの各種學校に於ける保険教育の趨勢を述べて挨拶をなし閉會後直ちに講演會場に赴いた。

因に當日の出席者は左の如くであつた。
Dr. S. S. Huebnerが去る七月十一日來朝せるを機さし、本學では同教授を迎へて同月二十三日午後七時半より大阪毎日新聞社講堂に於て本學主催大阪毎日新聞社講堂に例年の夏期講演會を開催した。

主賓ソロモン・エス・ヒューブナー博士

生命保險協會側(順序不同)

川原林順治郎氏、山名差廣氏(明治生命)、寺田四郎氏、山縣良夫氏、桑原敏夫氏(富士生命)、橋本重幸氏、國府精一氏、阪本信一氏(住友生命)、有村丈太郎氏、小松岩彥氏(福德生命)、北岡重男氏(日本共立)、荒賀藏太郎氏(千代田生命)、廣瀬久右衛門氏、松井萬碌氏、林範二氏(大同生命)、田中弟稻氏(助氏(大洋海上)、日野國康氏(横濱火災)、濱俊藏氏(大正海上)、林秀松氏(大福海上)、三澤豊彦氏(大日本火災)、内藤政次氏(大洋火災)、片野實(助氏(大洋海上)、川瀬守幹氏(福壽火災)、三宅新郎氏(辰馬海上)、増田康哉氏(帝

正造氏(日本生命)

火災保險協會側(順序不同)

笠松洋兵衛氏(日本火災)、中田英太郎氏(豊國火災)、伊賀歌吉氏、北本善一氏(大阪火災)

上桂蘇一郎氏(攝津海上)、戸田氏(日本火災)

本學側

宮島教授、佐々教授、櫻井教授、田川秘書

本學教練教官の更迭

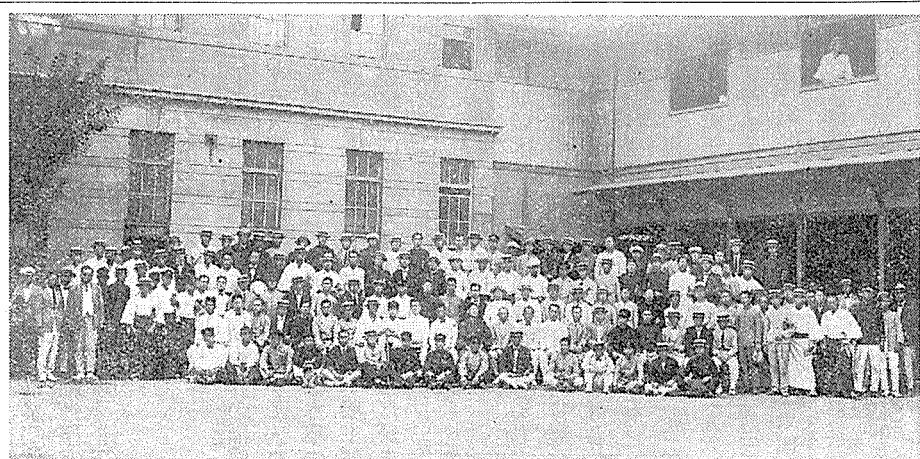
豫ねて本學教練教官として在任中の陸軍歩兵少佐田中哲氏は今般札幌歩兵第二十五聯隊大隊長に轉任去る八月七日夜本學教職員、學生其他多數の人人に見送られて大阪驛發赴任した尙田中少佐轉任と同時に歩兵第八聯隊附陸軍步兵中佐香坂次郎氏が本學教練教官として新しく來任せられることになった。

第五回夏期語學講習會修了式

前號所報、本學第五回夏期語學講習會は去る七月二十日開講八月十日を以て終了したが、八月十日授業終了後第一講堂に於て修了式を舉行した。定刻宮島專務理事、講習會講師、講習生其他出席、宮島專務理事は各科總代に夫夫修了證書を授與した後、現代に於ける外國語修得の意義と効果とを述べて挨拶をなし式を閉じた。

デュギー教授よりの來信

這般本學本館が竣工せるを機さし廊下その他適當の室に本學の功勞者並びに内外に於ける世界的碩學の寫眞が掛けられるこになり、既に一二掲げられた。その中の一にフランスに於ける社會法學の泰斗デュギー教授の寫眞があるが、右の旨を同教授に通知したに對し教授は左の如き謝狀を寄せられた。



正 造 氏 (日本生命)
火災保險協會側 (順序不同)
第五回夏期語學講習會記念撮影

Bordeaux, le 9 juillet 1927.

Monsieur et très honnête collègue,
J'ai bien reçu votre lettre et ma photo-
graphie agrandie avec votre propre
photographie.

Je vous en remercie vivement et j'ai
été profondément touché de l'honneur
que vous m'avez fait en placant cette
photographie dans le Hall du bâtiment
universitaire.

Veuillez remercier votre collègue M.
Sassa de l'article qu'il a bien voulu me
consacrer dans votre Bulletin mensuel.

C'est pour moi une très grande satis-
faction de savoir que mes doctrines sont
connues et appréciées au Japon et parti-
culièrement dans votre grande Université.

Je conserve l'espoir de pouvoir à une
époque qui ne sera pas trop éloignée,
visiter votre beau et grand pays et ce
sera pour moi un plaisir tout particulier
d'y faire votre connaissance.

Quant à la prononciation de mon nom
elle varie en France suivant les régions.

A Bordeaux on prononce mon nom
Dughi. Comme je suis originaire de
cette région, il semble que ce soit la véri-
table prononciation. Mais à Paris on

prononce toujours mon nom Dughi.

Je ne manquerai pas de vous donner
régulièrement de mes nouvelles, mais de
votre côté, ne me négligez pas ; n'oubliez
pas que je me ferai toujours un plaisir
de vous donner sur les questions de droit
public les renseignements que vous voud-
rez bien me demander.

Veuillez agréer, Monsieur et très hon-
né collègue, l'assurance de mes senti-
ments les meilleurs et les plus distingués.

L. DUGUIT,
Doyen de la Faculté de Droit.

右抄譯

拜啓小生より差し上候小影の引伸し型御送附
被下正に落葉仕候貴大學のホールに小生の
寫真を御掲揚被下候段是れ身に餘る光榮に
有之深く感激拜謝の辭も無之候

貴大學發行千里山學報に小生の事を御紹介
被下候貴大學佐々教授に對し謝意を御傳達
被下度願上候

小生の法學に關する所論を貴國殊に貴大學
に於て御認め被下候事を承り欣幸に存上候
小生は近き將來に於て風景に勝れ且つ偉大
なる貴國を御訪問申上度何れ其節親しく拜
芝の機會を得る事ごと今より樂み居候

尙御尋ねの小生家姓の發音に關し申上候右
發音に關しては我がフランスに於ても地方
に依り其軌を一に不致ボルドーに於てはヂ
ルギー(Dughi)の發音やれ候くらむベリ

に於ては常にヂルギー(Dugui)の發音や
れ居候而して小生はボルドー地方の者に有
之候へば前者に依る方然るべやかに存ぜら
れ候

小生より時時近狀御報告可申上候へや
貴方に於ても御忘無之様願上候法學上の問
題に關し若し御役に相立ち申候はば遠慮な
く御尋ね被下度何時にも喜んで出來る限
り御廻答可申上候 約束

七月九日

ボルドー法科大學學長

ル・ル・ド・ルギー

去る七月十二日午後五時から千里山親睦會例
會が市内中之島公園北對岸日の出に於て開催
せられた。定刻會員の出席する者三十餘名、

佐々幹事の開會の挨拶に始まり、新入會員數

氏の自己紹介があつて後、涼風に吹かれながら一同宴を共にし、歡を盡して九時半頃盛會裡に散會した。

教授講師學外講演

佐々、櫻井兩教授並びに森下講師は夏期休暇
中七月十六日より同月十八日まで福島學友會

辯論部員の夏期遊説に同伴、名古屋、津の兩
市に於て學外講演を試みた。

ウイリアムズ博士來學

豫ねて來朝中であつた世界新聞學界の權威北
米ミズラ大學新聞學部學長ウオーター・ヴィ

リアムズ博士 Dr. W. Williams は本學の招

聘に應じて去る八月十七日來阪、本學主催の
歡迎會並びに新聞大講演會に出席したがその

詳細は次號に報道する。

專門部補缺入學許可

本學期初頭本學專門部補缺學生を募集し、本
月六日に入學學科試験を、十日に同口述試験

を施行、その結果左の通り入學を許可した。

括弧内の數字は入學志願者の數である。

法律學科第一學年 一四一 (一九一)

經濟學科第一學年 三九 (九六)

商業學科第一學年 六二 (八三)

文學科第一學年 三四 (六四)

記念植樹寄附者表

本學專任教員團の本學創立五週年記念事業た
る校庭植樹資金に對する其後の寄附申込者並
に金額は次の通りである。

教授櫻井匡氏令弟

本學教授櫻井匡氏令弟力氏は去る七月二十五
日東京に於て逝去せられた。力氏は謹んで哀

悼の意を表する。

二 口

金拾圓也

入江眞太郎氏

山口房五郎氏

桂忠雄氏

二 口

金拾圓也

○ーリングズ氏

金貳拾五圓也

森川太郎氏

二 口

金拾圓也

垂水善太郎氏

(以上昭和二年九月一日迄)

二 口

金拾圓也

附屬第二商業學校彙報

二 口

金拾圓也

同校教職員より成る關西大學第

二商業學校親睦會では去る七月十八日午後五

時から市内堂島魚岩樓に於て例會を催した。

宮島關西大學專務理事、木下主事始め多數會
員出席、幹事の挨拶あつて宴に移り各自歎を

盡して午後八時過散會した。

法制經濟科協議會參會 去る七月二十六日から

同二十八日に亘り神戶市女子商業學校に於て

開催せられた近畿、南海聯合商業學校法制經

濟科協議會に本校も參加し山崎、神保兩教諭

が出席した。

第二學期始業式及び授業開始 本月五日午後五

時から第二學期始業式を舉行、教職員生徒一

同出席の上木下主事より一場の訓示があつ

た。翌六日から各學年各組とも第一學期の授

業を開始した。

教授村上喜貞氏消息

去る五月歐洲視察の途に就いた本學教授村上

喜貞氏より最近來信あり、右に依れば氏は目

下パリに滯在日ルーヴル博物館にて古代美

術の研究中なる由である。

教授櫻井匡氏令弟

喜貞氏より最近來信あり、右に依れば氏は日

東京に於て逝去せられた。力氏は謹んで哀

悼の意を表する。

BUSINESS RISKS AND HOW TO MEET THEM

Summary of Address

by

Dr. S. S. Huebner,

Professor of Insurance and Commerce,
Wharton School of Finance and Commerce,
University of Pennsylvania.

From the standpoint of scientific treatment, risk bearing in business is a comparatively recent concept. Economics—"the science of business"—has thus far concerned itself chiefly with the problems of production, distribution, exchange and consumption. But the subject of risk bearing, or elimination of risk, ranks in importance with these four time-honored divisions of economics. It represents a distinct economic concept, and should be accorded a separate and comprehensive place in the science that deals with our economic affairs.

Assuming reasonably intelligent and efficient management, business still faces the danger of four major types of loss, namely, the loss of property, the loss of profit and continuing but unavoidable fixed charges and overhead when occasioned by business interruption, the loss of value through price fluctuation, and last, but by no means least, the loss of the life value through death of those whose judgement, training and driving power constitute the galvanizing force behind a business enterprise.

Loss of Property.—With respect to the loss of property, business faces the hazards

of fire and other natural elements, the perils of transportation, embezzlement and theft, uncollectible credits, failure of others in contractual commitments, and legal liability to employees and members of the public. Separate forms of insurance exist to indemnify each of these types of losses. But in effecting the insurance coverage, it is essential to emphasize full protection, as contrasted with frills and limited coverage that relate to certain casualties only. Wisdom dictates that the insurance should be arranged with this thought in mind, by some expert representative of the insurance vocation. Where the insured business is sufficiently large, it will also prove desirable to create an insurance department, or to designate some official trained in insurance matters, to represent the interests of the buyer of insurance protection.

Where the practice of coinsurance prevails in any type of insurance, it is highly desirable that the required amount of insurance be taken, as compared with the value of the property protected, because under this just and necessary practice, claims are paid in the proportion that the insurance purchased bears to the a-

mount of insurance required.

Loss of Profit and Continuing but Unavoidable Fixed Obligations.

But insurance against the loss of actual property against fire and transportation perils is not sufficient. Property owners, for example, are increasingly appreciating the fact that the actual loss of property—in the majority of instances the smallest loss resulting from a fire. The indirect loss of profits and continuing and unavoidable fixed charges and overhead, resulting from business interruption caused by the destruction, of some strategic link in the chain of production, very often exceeds in amount the destruction of actual property.

Is it not strange that manufacturers, merchants and other business men should forget their profit and obligations? "Use and occupancy," or "business interruption insurance," is designed to indemnify that type of loss.

Property insurance policies should always be arranged to include this type of protection: otherwise the coverage is limited (i.e. uncertain) and not complete.

Prevention of loss.—But the service of insurance is by no means limited to indemnity. It also helps to eliminate altogether or to mitigate the cause of loss itself. "An ounce of prevention is worth a pound of cure." Prevention of loss constitutes an ideal method of insurance. It aims to insure against the occurrence of loss altogether, whereas the indemnity function is designed to eliminate the economic consequence that results from such loss of value as has not or cannot be prevented. Money for prevention pur-

poses is just as wisely expended as money for premiums. Such expenditures will be duly recognized by insurance companies in the form of a lower premium. Moreover, the insurance business should be engaged to assist the insured in his prevention efforts.

The insurance business is peculiarly fitted by virtue of its self-interest, its equipment for periodical inspections and regular salvaging operations, and its facilities for studying the problem and for disseminating the information, to emphasize the worthy efforts of loss prevention. Fortunately every type of insurer is participating in this service to an ever increasing degree.

Too often one hears the objection that the premium income of insurance companies is altogether out of proportion to the losses paid and reference is made to the exceptionally low loss ratios experienced in certain types of insurance. Such a viewpoint is very short-sighted indeed. The ideal would be reached when for every dollar of premium collected not one cent would have to be paid for claims. Assuming that the premium is fair with respect to the insurer's expenses and reasonable profit, such a situation would mean that the premium income of companies, aside from the factors mentioned, was expended for service in the placing of insurance and the prevention of loss.

Loss Through Price Fluctuations.

Frequently business suffers heavy losses through great price fluctuations in raw materials and finished goods. I have referred to the sudden price smashes that occur during each of our periodic depressions. The so-called cycle of trade has been with us throughout our history. With each recurring depression, a single year will witness an increase in business

failures of from 200 to 300 per cent, as compared with normal, and by far the larger part of the increase is due to poor judgement with respect to prices. In some of the most hazardous businesses, involving the huge accumulation of commodities, like in the grain and cotton business, this problem has been solved through the insurance practice known as "hedging", whereby through exchanges, of an opposite nature to the trade transaction in the business itself, price fluctuations are neutralized. The holding of grain in an elevator is insured through the "short sale" of an equal amount on some exchange. Gradually the practice of hedging will be extended to one business after another. But where it is not yet being used, the problem is serious. It therefore behoves business men in such instances to create a sinking-fund out of current earnings to meet such a possible emergency in the future.

Such emergency funds, accumulated out of business surplus, must be invested, and the all-important question relates to the method of investment. On the one hand, the fund may be invested by the firm itself, whereas under another method, the fund might be entrusted to a depositary institution for investment. If the first method is used, it is highly important to know that the fund will be subject to the great hazard of depreciation, owing to the very causes which it is intended to neutralize by the fund itself.

Pa experience shows that good investment bonds depreciate as much as 25 per cent in the course of a trade cycle, while good shares of stock on the average fluctuate even more. Consequently, business men, when seeking to protect them-

selves through emergency funds, should bear in mind that through individual investment of the fund, they incur the danger of having the effectiveness of the fund reduced by 25 per cent or more through the very factors which also produced the emergency. On the contrary, however, if the fund is left with a depositary institution, it becomes a non-fluctuating one. Life insurance, on the high premium plan, constitutes an excellent medium for the accumulation of business emergency funds. Not only is the fund regularly available at any time, but it always remains non-fluctuating. In life insurance, dollars have been purchased with dollars, and through their power of wide distribution of risk, life insurance companies always succeed in maintaining their investment accounts on a non-fluctuating basis of full purity.

Loss of the Life Value in Business.

All of the foregoing relates to risk as it attaches to material property in business. But here is an even greater value in business than the property value. I have in mind the human life value the business worth of the business man himself to his business. The life value constitutes a business asset, quite as much as material property, and it should therefore be insured for the benefit of the business.

Strategic lives are as vital, and in most instances much more vital, to a business enterprise as any other one factor in the chain of production. They may be likened to the power house that furnishes the energy. They represent, the judgement, initiative and driving force, which, when combined with capital, make a successful business. In the last analysis, success in

selves through emergency funds, should

bear in mind that through individual

investment of the fund, they incur the

danger of having the effectiveness of the

fund reduced by 25 per cent or more

through the very factors which also pro-

duced the emergency. On the contrary,

however, if the fund is left with a depo-

sitory institution, it becomes a non-fluc-

tuating one. Life insurance, on the high

premium plan, constitutes an excellent

medium for the accumulation of business

emergency funds. Not only is the fund

regularly available at any time, but it

always remains non-fluctuating. In life

insurance, dollars have been purchased

with dollars, and through their power of

wide distribution of risk, life insurance

companies always succeed in maintaining

their investment accounts on a non-fluc-

tuating basis of full purity.

企業危険とその対策

——マハルガニア大学教授
ムーラー博士講演抄譯——

I

科學的見地よりやれば、企業に於ける危險負擔の問題は比較的近時の觀念である。企業科學にしての經濟學は主として生産、分配、交換及び消費に關する諸問題を取扱ふのであるが危險負擔即ち危險除却の問題は經濟學に於ける是等の四大問題の其重要性を等しくするものにして且是等の四大部門とは別個の經濟觀念を表現するものにして經濟問題を取扱ふ科學生に於て獨立の一部門を有すべしである。如何に合理的に又有効に經營するゝ雖も尙且企業は大凡四個の損害の危險に直面するものである。即ち財產損害、利潤の損害及び企業が停止の場合に生ずる避くべからざるの諸負擔、價格の動搖に起因する價值の損失並びに企業の背後に存在して之に活動力を與ふるの要素となる判断力及び訓練等を有する人の死亡に基く生命價値の損害即ち之である。先づ第一に財產損害より説明せんか。

財產損害にして企業は火災其他の自然力に基く危險、運輸上の危險、私消、横領、盜難債權取立の不能、他人の契約義務の不履行其他使用者及び社會一般に對する民事責任等の諸危險に直面するものであるが從來是等の諸損害を填補する爲に種種なる保険の形式は存するゝ離も何れも特定の場合にのみ損害の填補をなす所謂制限保険なるを以て充分なる保険をなすがためには完全保険を力説する必要がある。既に保險業者の専門家に

よりて此點が注意されて居る。被保險企業が充分に發達した場合に於ては被保險者の利益を代表するために此等の企業が自ら保險部を設けるか或は保險問題に經験ある役員を任命する事の必要が認められてゐる。何等かの形式に於て共同保險が行はるる場合に於て所要保險金額は被保險財產の價格に比例することを要する。第二に利潤の損失並びに諸種の確定負擔としての損害に就て説明せんか。元來、火災とか運輸上の危險などより生ずる現實財產の損害に對する保險は常に不充分なものである。例へば火災によりて結果する現實財產の損害は多くの場合に於て最も小なる損失に過ぎないことを財產所有者は自覺しつつあるもので、かかる場合に於て生產過程の企業的連鎖の破壊に原因する企業停止より結果する間接損害としての利潤の損失及びかかる場合に於ける避くべからざる諸負擔としての損害は現實財產の破壊其物よりも遙に大であることは屢である。然るに製造業者、商人その他の企業者が斯る場合に於ける利潤の損失及び諸負擔を忘れるが如きは無理からぬことであるが、斯る損害を填補するためには企業停止保険制が設けられる。從つて財產保險證券には、斯る場合の損害填補の約款をも包含すべきである。若し如斯約款を缺くならば其保險は制限的且不完全なるもの云はなればならぬ。

II

抑も保險の任務は單に損害を填補するを以て終りしなすものではなく損害其物の發生する諸原因を全然除却するか、或は之が緩和に役立つべである。即ち損害の豫防が必要で

(Continued on Page 14.)

ある損害豫防の一オーンスは損害填補の一ポンドに値するものである。損害の豫防は實に保険の理想的方法であつて損害の全然發生せざることに力むるものである。之に反して損害填補の任務は豫防せざりし或は豫防し得ざりし損害より發生する經濟的結果を除却するを以て盡きるものである。損害豫防目的の爲にする出費は通常保険料としての支拂よりも寧ろ聰明の策といふべきである。従つてかかる費用は保険會社に於て低率保険料の形式に於て承認せらるべきであり且又保険會社は被保險者が損害豫防の爲になす諸努力に對して援助を與ふべきである。損害豫防に就ての有力なる努力を力説することは保険事業の自己利益の點より見て或は其定期的調査に就ての設備の點より或は其諸問題に關する研究及び其報告に就ての便利云々點より見て相應しきものである。幸にも各種保険業者は著しく斯る任務の施行に共力しつつあるのは喜ばしきことである。或種の保険に於ける例外的の低率保険料を例にさりて保険會社に於ける保険料收入が支拂保険金額と夥しく比例せざる事に關し世上往往批難の聲を聞くが斯る反対は甚だしく近視眼的なものである。思ふに徵收せられたる保険料としての一弗に對して一錢も保険金として支拂ふことを要せないのが恐らく理想であらう——換言すれば些の損害も发生せないのが國民經濟上最も理想とするところであらう——保険料が保険者の諸支出及び合理的利潤と公正なる比例を保つ場合は保険會社の保険料收入が保険契約締結並びに損害豫防の爲に費されたる時なり云ふべきである。

更に物價の變動による損害に就いて一言せんか、企業は其原料及び製品の價格の大動搖に於ける定期的財界不況毎に起る急激なる價格暴落の場合を引用して説明しやうと思ふが、實に價格に対する判断を誤れるに存してゐる。膨大な製品を貯藏する企業、例へば穀物業或は綿業の如きに於ては此問題は所謂 Hedging(取引所用語にして通常賣繋ぎと譯す)として知られる保險的慣行によりて解決されて來たのである。即ち農產物取引所に於て通常の商取引とは異なる取引によりて是等の農產物に關する價格の動搖は緩和されるのである。穀物倉に農產物を貯藏する其所有者は斯る取引に基く同一量の Short Sale(取引所用語にて通常端賣と譯す)によりて保険せられるのである。如斯慣行は漸次各種の企業に擴張せられつつあるも、未だ斯る方法を探らざる企業にありては問題は重要である。従つて其場合に於ける企業者は



士 ナ ブ ュ ヒ

將來に於ける價格暴落の萬一に備へんが爲に亦一法である。企業會社自身が投資したる場合に於ての斯る準備金は一度財界の不況に遭ふ時に於ては其自身又其影響を蒙ることを免れない。過去の經驗によれば有利なる公債其他の債券投資すらも財界の不況に際しては二割五分方低落を示し有利なる株券は平均尙一層の低落を示して居るから企業家は斯る準備金を自ら投資せんとするが、一度不況の發生したる場合に於ては常に二割五分乃至其以上に低落せる結果となる危険を覺悟しなければならぬ。之に反して若し準備金が信託會社に寄託された場合に於ては最早低落の恐きものとなる。又不況時に對する準備資金の蓄積に關する有効なる手段としては高率保険料に基く生命保険の如き妙案である。

最後に企業に於ける生命價值の損失を説明する。此生命價值は財産的價值と同様に一種の企業財産を構成するものであつて企業の利益の爲には之が損失も亦保険されなくてはならぬ。生産過程に於ける各種の要素と同様に企業家の生命は企業に亘つて死活を制する程重要なものにして動力を供給する發電所の如きものである。之等の生命は資本と結合して企業の成功を促す所の判断力、創造力及び活動力を表現するものであつて結局に於て企業の成功如何は財産的價值と人的能力との結合如何によるものである。従つて財產保険の分野に於て企業停止損害保険を有する云ふ意味に於ては生命保険は企業停止損害保険を構成するものである。營業家の生命價值を失ふことは利潤收得要素としての企業に於ける財產的價值の損傷を意味するのである。かかる見地を以てするならば營業停止損害保険としての生命保険は今後著大なる發展をなすであろう此方面に於ける運動は既に有力であり従つて企業目的の爲にする生命保険額が火災及び海上保険の合算額を超過する日も左程遠きことではなかろうと信ずる。(S 生抄譯)

校友の回憶

▲大阪府泉尾警察署長 地方警視 井波義吉氏▼

大正三年法律學科出身

先づ氏の略歴を御紹介しやう。

氏は富山縣の産、明治二十五年生れと言へば未だ不惑にも達せざる壯年である。明治四十五年富山縣立高岡中學卒業と共に縊然大阪に來た。蓋しその當時氏の胸に埋められてゐた青雲の志こそ、如實に而も眼のあたりに見る現在の氏に依つて語られてゐることを思ふのである。候ち氏は同年關西大學法律學科に籍を置くと共に、生活を支え勉學の資を得る爲に府廳權度課に入り拮据勤むるところがあつた。

廣圖を胸中に秘め、望を他日につなぐ者は、現實の一瞬一刻に生命を捧げて努むる。氏も亦斯の如き人であつた。關西大學在學中に大阪府技手となり、大正三年卒業同時に、豫て自らの性向より警察官として身を立てんことを決してゐた。氏は、警部補に任せられ、現今の大正六年天満警察署當時の北警察署詰となつた北警察署にて約三年半勤務の後、牧方警察署に次席として轉じ、約十ヶ月、その間淀川堤防決済の珍事あり銳意これがことに當り、頓に手腕を認められた。次に府警察部高等課に轉じ第一回の警察官講習所派遣となり、入所中警部に任官し、約一年の講習を終へて船場署勤務を命ぜられたが幾ばくもなく再び高等課入りとなつた。高等課に於ては満五ヶ年、その間、暴利取締令の發布を見た戰時中の經

濟界好況時より、戰後の經濟界の大混亂となり引いては銀行界の動搖に到る迄、種種政治

經濟上の問題に逢ひ苦心するところがあつた再び牧方警察に署長として一ヶ年半更に富田林警察署長に一ヶ年七ヶ月を経て昨年三月府

警察部高等課長として三度び中央に歸り、爾來本年七月迄の間に専ら癆療養所問題、松島事件、西區補缺選舉二回、岸和田市總選舉一回、等に關して専ら活動し、今度の普通選舉の準備に若殺されてゐた最中に突如過般の警察官の大移動に際し、

任官し泉尾地方警視に

榮轉となつたものであ



井波義吉氏

之を賀したこゝも又宜なはるべくである。

氏の趣味は、園芸、テニス、書畫の觀賞等で鳥鷺を闘はしつつ自ら胸中に秘策を孕む氏の風格も偲ばるのである。

氏は特に青年學生の思想問題に就て左の如く語られた。

「何時の世如何なる時代にも、青年は偉大なる目的を抱いて、前途の青雲を擇まんと焦慮するの結果脚下に注意を怠る懼れがある。併して彼等の目的や行動に實を伴はぬ感がある

語られた。

「このことは多くは注

意して欲しいと思ひます」

それから氏は最近母校の發展著しいことを大いに祝し、新に警察界に入った本學卒業生の成績が極めて良いと欣び、氏の部下にも西明睦三郎警部補(大一五大法)のあることを語られた。

氏の御家庭は夫人に當年七歳の令嬢との三人で極めて平和である。

終りに尚春秋に富む氏の將來に大なる期待を囁しその活動を祈つて擱筆するものである。

氏の御家庭は夫人に當年七歳の令嬢との三人で極めて平和である。

終りに尚春秋に富む氏の將來に大なる期待を囁しその活動を祈つて擱筆するものである。

(Continued from Page 12.)
business results from a proper union of material assets with personal ability. Life insurance therefore constitutes business interruption insurance in the same sense that we have that type of protection in the field of property insurance. Passing of the strategic life value usually means an impairment of the property asset in business as a profit earning factor. With a general acceptance of this view, and that may be confidently predicted life insurance as business interruption insurance will experience a tremendous development. The movement in this direction is already strong, and the day is not far distant when the amount of life insurance, taken for strictly business purposes, will exceed the total of fire and marine insurance combined.

のも事實である。これは一概に否定すべきでもなく、彼等の偉大なる目的の爲にその進登の意氣と精進は生れるのであるが稍もするか自ら誤る所以のものは、思想問題等に關しても、薔薇の美麗なることには眩惑されて、その花に毒素の有無を判断することを爲ないで、迂闊に花に觸れ、その手を舐めて毒に斃れる言ふやうな傾向はあるまいか、これは實社會の實狀を實感してゐないから起るものでは

校友集報

校友會愛媛支部第二回總會

本學核友會愛媛支部では去月七日午前十一時より伊豫の京都と言はれてる喜多郡大洲町で第二回總會を開催した。先づ佐藤支部長より會務の報告、長野幹事より會計の報告があり次で會則改正案を附議し別項會則の如く可決した。その他種種協議事項を附議し終つて懇親會に移り一同歓を盡して午後五時散會した。因に本年度幹事に左記の諸氏が選任された。

支 部 長 佐藤義道

常務幹事 長野友一

幹事 今井巻太郎、加藤敬之、圓晶、森脇秀正、
尙今回事務所を左記へ移轉した。

愛媛縣伊豫郡北山崎村三島町

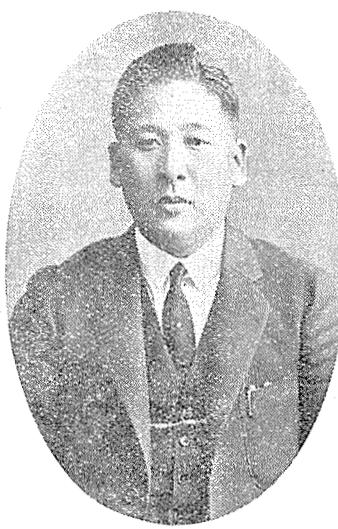
第一條 本會ハ關西大學校友會愛媛支部會ト稱ス

第二條 左ノ各項ノ一一ニ該當シ愛媛縣下ニ在住スル者ヲ以テ會員トス

第三條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ關西大學ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ推薦シタルモノ

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、關西大學卒業者
二、元關西法律學校卒業者
三、關西大學ニ對シ深厚ノ關係ヲ有スル者ニシテ本會幹事會ニ於

支部長一名、常務幹事一名、幹事若



氏藏林村木



氏一俊渡石



氏三降表

校友米國留學

かねて大同電力株式會社大阪支店長として令
名のあつた校友木村森藏氏は今回ア
メリカ及びカナダに於ける電力事業
視察の爲約半年の豫定で渡米するこ
ミになり、去る七月二十九日大阪商
船アラバマ丸にて横濱を出帆した。
尙ほ同氏に就ては本誌第十八號校友
の面影欄に於て曾つて紹介したこ
がある。

の渡米

MR. K. OMORI, 211, N. Professor Street,
Oberlin, Ohio, U. S. A.
Mr. S. ISHIWATARI, Springfield College,
Springfield, Mass., U. S. A.

本年度大學部經濟學科卒業の石渡俊一氏、牧忠勝氏及大學豫科終了大森隆三氏、専門部商業學科卒業竹盛猛の諸氏は何れも過般米國に渡航、それぞれ専門學の研究に從ふこゝになつた、石渡俊一氏は約三ヶ年の豫定で米國才ハイオ洲スプリングフィールド大學に於て體育の研究をする筈で、オーベリン大學に入學する大森隆三氏と共に八月十九日神戸出帆の大洋丸に乗船何れも出發した。

校友動靜
藤井彌一郎氏(昭二專法) 上海にて記して左の如き通信があつた。「目下當地に滯在し鹽及煙草の貿易に從事致居候、南北戰爭の熱未だ醒めず云々。」
内藤進吉氏(大一四專法) 先般ラサ島燐燭株式會社を辭任された。
宗本利市氏(大七法) 先般名古屋地方裁判所を辭任され去る七月バイカル丸に丁當分歐米巡遊の途にのぼられた由。
芦田茂里男氏(大一三商) 本年三月より神

芦田茂里男氏(大一三商) 本年三月より神戸市電氣局に勤務。
山岡季治郎氏(大一七法) 従來阪神急行電鐵株式會社に在職中であつた氏は先般社員に依り別府大分電鐵株式會社へ出向のこゝとなり去る七月赴任された。

中島貞一氏(昭二專商) 過般第一電機解
散の爲東區横堀一丁目大阪三品取引所員加
藤取引店に就職された。

野村滋藏氏(大一五大法) 今春三月神戸地
方裁判所判事に補せられた氏は赴任後間も
なく發病しその經過涉しからず今般願出の
上靜養の爲退職された。

清原俊之助氏(大一四專法) 過般縣會議員清
原氏令娘田鶴子娘華燭の典を擧げられた
山地仁氏(大一五專法) 京都府七條警
察署に勤務中の氏は過般木津警察署に轉勤
された。

福田藏平氏(大三法) 従來長谷驛勤務
中の氏は今般播但線生野驛に榮轉された。
辻野丈治氏(昭二專商) 福岡縣直方町洋
鐵商河野商店會計係に就職された。

土井孔融氏(大一〇法) 今般事務所狹隘
の爲辦理事務所を港區大正通六ノ一六一に
移轉。

下井信三氏(大四法) 過般門司水上警
察署長に榮轉された。

上羽長衛氏(昭二專文) 日本大學法文學
部國文科入學。

上村行一氏(大一三經) 今般東京三井銀
行經理課へ轉勤された。

平田奈良太郎氏(大一一法) 今般京都地方
裁判所檢事局より大津地方裁判所檢事局に
榮轉された。

柏原好郎氏(大七法) 大阪港水上警察
署長より先般曾根崎警察署長に榮轉され
た。

日向幸藏氏(明四二法) 新町警察署長よ
り鶴橋警察署長に榮轉された。

金崎茂雄氏(明三六法) 中津警察署長で

あつた氏は過般休職された。

井波義吉氏(大三法) 過般地方警視に
任せられ泉尾警察署長に榮轉された。

三雲住三郎氏(明四〇法) 奈良地方裁判所
判事より神戸地方裁判所に榮轉された。

清原俊之助氏(大一四專法) 過般奈良地方裁
判所次席檢事より大阪地方裁判所檢事に榮
轉。

兼松謙太郎氏(明三九法) 過般奈良地方裁
判所に勤務中の氏は過般木津警察署に轉勤
された。

福田義雄(昭二專經) 東淀川區西之町一二一
杉本貞二郎(昭二專經) 東淀川區西之町一二一
山池浩(昭二大法) 東京市外向島寺島町一六
七〇松岡方

岡野榮太郎(大一二商) 名古屋市東區田代町一〇
岩崎彌太郎(昭二專經) 五東山寮

内藤進吉(大一四專法) 芦田茂里男(大一三商)
豊能郡岡町櫻塚字莘山二

五七更生園内

江田忠男(昭二專商) 神戸市岡桂町三丁目一九
此花區春日出中五ノ三前

佐藤芳太郎(大一三商) 長辰造方

岡部悅三(大一五專商) 名古屋市東區小市場町二
ノ一旭屋商店

佐貝虎夫(大四商) 張所氣附鳴門丸事務長

大分市堺川町二〇五三別

飯田種次(天一三商) 平田奈良太郎(天一法)

泊易(昭二專法)	高田瑞穂(大五專法)	喜田義雄(昭二專經)	福田藏平(大三法)	泊易(昭二專法)	高田瑞穂(大五專法)	喜田義雄(昭二專經)	杉本貞二郎(昭二專經)	山池浩(昭二大法)	山地仁(天一五專法)	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	中井嘉治氏
大木幸三郎方	福岡縣八幡市平原水道町	北住三之助(明三三專法)	北住三之助(明三三專法)	大木幸三郎方	福岡縣八幡市平原水道町	吉岡直之(昭二專商)	吉岡直之(昭二專商)	五東山寮	五東山寮	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	森田仁一氏
北住三之助(明三三專法)	東京市本郷區駒込神明町	三三四	三三四	北住三之助(明三三專法)	東京市本郷區駒込神明町	福岡縣八幡市平原水道町	福岡縣八幡市平原水道町	芦田茂里男(大一三商)	芦田茂里男(大一三商)	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	中村敬直氏
北河内郡大和田村	北河内郡大和田村	北河内郡大和田村	北河内郡大和田村	北河内郡大和田村	北河内郡大和田村	青木昇(大五專經)	青木昇(大五專經)	五七更生園内	五七更生園内	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	門前元吉郎氏
一、平井彌三郎方	此花區西野田江成町一六	此花區西野田江成町一六	此花區西野田江成町一六	一、平井彌三郎方	此花區西野田江成町一六	花村格(大一四專法)	花村格(大一四專法)	神戸市川西通四ノ六五	神戸市川西通四ノ六五	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	大二三商
福岡縣鞍手郡直方古町河	福岡縣鞍手郡直方古町河	武田木曜(大三法)	武田木曜(大三法)	福岡縣鞍手郡直方古町河	福岡縣鞍手郡直方古町河	辻野丈治(昭二專商)	辻野丈治(昭二專商)	名古屋市東區小市場町二 ノ一旭屋商店	名古屋市東區小市場町二 ノ一旭屋商店	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	明三三法
野商店	野商店	大石成善(昭二專商)	大石成善(昭二專商)	野商店	野商店	大石成善(昭二專商)	大石成善(昭二專商)	大分市堺川町二〇五三別	大分市堺川町二〇五三別	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	大二三商
東京市外松澤村宇杉原八	東京市外松澤村宇杉原八	上村行一(天一三經)	上村行一(天一三經)	東京市外松澤村宇杉原八	東京市外松澤村宇杉原八	上村行一(天一三經)	上村行一(天一三經)	大分市堺川町二〇五三別	大分市堺川町二〇五三別	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	明三三法
井銀行經理課	井銀行經理課	中野榮次郎(天七法)	中野榮次郎(天七法)	井銀行經理課	井銀行經理課	中野榮次郎(天七法)	中野榮次郎(天七法)	平田奈良太郎(天一法)	平田奈良太郎(天一法)	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	大二二法
住吉區平野西脇町二四一	住吉區平野西脇町二四一	平田奈良太郎(天一法)	平田奈良太郎(天一法)	住吉區平野西脇町二四一	住吉區平野西脇町二四一	大津市松本高見組九七九	大津市松本高見組九七九	大津市松本高見組九七九	大津市松本高見組九七九	中島貞一(昭二專商)	横山浪五郎(天一五專)	明三三法

校友改姓名

(舊)

(新)

大二四專法	吉松俊之助	清原俊之助	金貳金參	金參圓								
大四法	昭二大經	大七法	大一〇法	明二九法								
明四三法	大三法	大一三商										
明三三法	大二商	大一二商										
昭二專法	閩部成善	大石成善	門前元吉郎氏									
閩部成善	(舊)	(新)	大二四專法	吉松俊之助	清原俊之助	金貳金參						
閩部成善	中井嘉治氏	森田仁一氏										
閩部成善	市氏	次氏										
閩部成善	行氏											
閩部成善	等氏											
閩部成善	吉氏											
閩部成善	城氏											
閩部成善	治氏											
閩部成善	藤川昌											
閩部成善	三氏											
閩部成善	中村敬直氏											
閩部成善	石黒純氏											
閩部成善	夫氏											

千里山學報維持費受領報告

(到着順)

中井嘉治氏

森田仁一氏

中村敬直氏

藤川昌

淺香新太郎氏

奥村乙吉氏

健氏壽氏

小川成雄氏

植田切延壽氏

川岸海氏

小田切延壽氏

代谷浅一氏

新氏

吉氏

雄氏

仙氏

新氏

吉氏

吉氏

吉氏

吉氏

吉氏

吉氏

吉氏

學生彙報

△二壘打本田△本壘打本田、併殺三木—豊田—櫻井

壘となり蔭山の遊制を遊撃手焦つて二壘に悪投した爲に一舉二點を入れ、遂に最後の優勝を左右するの因を作つた。

勝に期した。閉戦四時五十分。

高口山 才濱竹大 北山田梶
申捕三左一右投遊二

京都帝大主催關西高等専門學校野球大會に於て姫路高校を十對零で破り、第四高等學校を十一對一にて斃した本學豫科は七月二十二日二時十分より京大球場に於て高松高商と優勝戦に於ける。

戰を行つた。審判川澄、徳川、飯島の諸氏、高松先攻。當日焼くが如き炎天にも拘らず、球場の周囲は觀衆をもつて埋められ、選手は決死的の奮戦をなし甚だ盛會であつた。結局五A對零で本學豫科が優勝を握ることになつた。

本學豫科優勝——七月三十日東京明治神宮球場に於て帝大野球聯盟主催、大阪朝日東京朝日後援の全國高等専門學校優勝野球決勝大會に於て、準優勝戦に水戸高校を十一對二の太スコアで破つた山口高商、濱松高工を九對一で屠つた本學豫科この優勝戦が舉行された。

時に捕手の送球に一塁に刺され川西も三振し山岡投手の快腕冴えろ山口北村田邊共に三振し山岡三匍に退けられ。

▲第三回、本學能勢遊鶴懇授に出て二盗、小寺打球に觸れて退いた後陸山の二匍に能勢三進したか
豊田三振▼山口三者凡退。

▲第四回、本學三木の好打を竹内よく止めたが一壘へ高投して三木二進す、櫻井の遊越飛球を大野

田木井田西西勢井寺山	0 0
坂	得點
小薩	關山
右	關山
能	得點
小川	0 0
本	0 0
櫻	0 0
三	0 0
豊	0 0
科(先)	0 0
大	0 0
關	0 0
二遊	0 0
投中	0 0
左右	0 0
PH	0 0
三捕	0 0

▼第二回高松一死後大西右翼前直球安打したが宮本の遊歩にダブルられ▼四回に入り本學本田右越本壘打を飛ばして一點を先取したが續く三者凡打▼第六回本學一死後本田中堅二塁を川西の一飛に三

壘に送り小西遊飼失に本田を生還させて二点なり
一ドした▼第八回本學一死後本田又も遊二間ヒツ
トを打つて出で川西の右前安打ミ小西の三遊間安
打に本田を三塁に送り能勢がホックスに立つた時
スクイーズに失敗してあはや捕撃に陥らんとした
が捕手低投に三逸し本田川西相續いて還り小西又
高松の咄然自失せる隙に本盜して三點を増した。

審判は東(球)清水、松浦(壘)の三氏、本學豫科先攻である。前日の准優勝戦に於て關東の二校は枕を並べて敗退し、この日の爭霸は關西雙雄の同士討となつたが、技倆ほほ伯仲の間に於けるこの兩豪の戦は多大の興味を惹起し、大スタンンドは觀衆をもつて埋もれ固唾を飲んで緊張した戦を觀守つた。

山口高商側は一壘側に、本學豫科は三壘側のベンチに陣取り、午後三時東主審のブレー_ルにて試合開始。

前走してよく捉へ二壘へ投げて三木封殺された、
本田投捕、▼山口三者凡打
▲第五回、本學小西三振後川西中前に安打も能勢
も投手の脚下を抜き小寺ニ越テキサスに一死滿壘
蔭山の遊捕を遊撃二壘へ悪投して川西、能勢生還
して二點を先取し、小寺は豊田ミのスクイーズに
失敗して三本間に挾殺された。▼山口三者好打し
たが本學の好守に阻まれて得點なし。
▲第六回、本學二死後本田遊越安打したが小西二
塁▼山口一死後才木四球に出たが濱田の遊捕に併

千里山陸上部報

千里山關上報

豫科	高回闢
田	松大
木	0一0
井	0二0
田	0三0
西	0四1
西	0五0
勢	0六1
寺	0七0
山	0八3
	0九A
盜三四失靈振死策	0計5A

ルは本學チームは一齊に立て攻撃は程た。前日の准決勝戦の成績により本學の攻守共に勝れた技倅に對し、山口は強投手山岡君が如何にこれを防ぐかは見逃すこゝの出來ない點であつた。果然山岡投手は、劈頭本學の

▲第七回、本學二死後小寺一壘強襲安打に出たが
蔭山中飛▼山口三者凡退して得點なし。
▲第八回、本學豊田二壘手の右を抜く安打に出で
三木の糞打に差られ、翼井の右飛球に三進したが

陸上部員一同は心齋橋カタヤにて些やかかる
送別會を催した。部長よりの懇切なる訓示ご
激励の辭があり一同は三君の奮闘を祝つて散
會した。

高松高商(先)			關大		
7	小	島	4	豐	
6	小	野	6	三	
8	小	林	3	櫻	
2	柳		1	本	
5	大	西	7	川	
1	宮	本	8	小	
3	尾	崎	9	能	
9	粟	津	5	小	
4	高	橋	2	蔭	

第一打者から三人を得意の外角を通るスピードある直球に屠り四回迄に六個の三振をこらし、その怪腕に満場を呆然たらしめたが一方本學も本田投手山口方を凡打に打ちさり四回迄零対零の接戦が續いたが、第五回に到り本學側は川西、能勢、小寺三安打を連發して一死満

▲第九回、本學一死後川西遊撃安打、能勢二壘右を抜きピンチヒッターバッフルの左飛失に満塁になつたが、陰山三振に終り機会を外した。山口三人者凡退して最後の奮闘も空しく二対零の接戦で本學の大好機を逸した。

千里山馬術部厩舎設立計畫

て馬匹は来る十一月下旬第四師團より貸下せらるべき筈の由である。

因に同部では厩舎及馬場設置費に苦しみ、馬匹に趣味ある一般有志からの援助を希望してゐる。

紹介先

關西大學千里山學友會馬術部後援會
小野田潔、札野茂次。

千里山角力部合宿

千里山學友會角力部では來るべき秋の全國大會に備ふる爲め八月上旬より千里山學舍角力部道場に選手一同合宿、約一ヶ月に亘り折柄の炎暑をものこもせず猛練習を續けた。

千里山山岳部白馬登山記

千里山學友會角力部では來るべき秋の全國大會に備ふる爲め八月上旬より千里山學舍角力部道場に選手一同合宿、約一ヶ月に亘り折柄の炎暑をものこもせず猛練習を續けた。

去る七月二十一日正午千里山山岳部學生一行九名は梅田驛頭に集合毎日本アルプス白馬嶽登山の途に就いた。午後八時名古屋着、同十時半中央線より名古屋を發し、車中登山談に花を咲かしたのも一頻り、焼物に名高い、多治見、土岐津も夢の如く何時しか華暑の國に遊んでいた。

七月二十二日、黎明松本に着いた一行は飛驒屋旅館に少憩、意氣頓に昂る。大略登山準備を調へ、再び大町行の列車に投じ、漸く山氣の迫るのを覺えた。有明驛に下車した槍登山の一行を分つた。殘員五名、終點大町に到る。四圍を仰けば巍峨にして重疊する山又山の姿に思はず襟を寒くするのであつた。少憩の後四谷行の自動車に投じ、峠谷、峻坂、森林を過ぎ、湖沼を眺め谿流を渡り六里餘を過ぎて白馬の館に着いた。あれが立山、これが戸隠山、この池が……等と説明する運転手の言葉に一行の血は躍るのであつた。白馬の館に着いたのが午後二時一行は最早白馬嶽の

背面に來たのであつた。

白い。小屋附近は大樹は一本もなく皆灌木である。皆一二分の新芽を吹いて普通の四五

頃の氣候である。登ること一町餘、愈雪溪にかかる。幅は廣きは一町狭いものでも一町餘はある。左右に支雪溪があつて實に壯觀である。

△白兔の歌

高原草路

ある。風は温いかと思へば忽ち冷く、絲雲が纏縷々谷間から這出でるかと見る須臾にし

わが住めるところの家の白兔十三匹の仔をうみにけり

なほなめらなるかも

今朝もまた仔兎を見におこなへりとなりの家の入口に來て

雪のごと真白き毛並み手にふれば眞わたよりなほなめらなるかも

喰ふのも愉快であつた。雪溪を二時間餘で登り盡すと絶壁である。一本のロープを頼みこむし

してこれを攀登るごと忽ち前面が開け、百花姫

を競つて咲亂れてゐる。これがお花畑である

ヨツデシオガマ、ミヤマムラサキ、ミヤマキ

ンバイ、トノハミヤマキンバイ、テンプラグサ、ミヤマタンボボ等が主なものである。花

の間に偃松が點々と散在し。その中に雷鳥の巣があるのが判る。雷鳥は鳥に似てゐるが少

し圓い。それより岩石の間を右に廻り左に折れ約一時間の後遂に頂上に達することが出来た。時に正午恰も霧は次第に晴れ脚下に松本

△落陽 廣田弘應

平野を望み犀川、千鳥の名川遠く銀色に光つて曲折してゐるのが眺められた。頂上木屋に入り味噌汁で食事をした。茲にて充分休憩し午後三時雪渓を帶びたる劍嶺立山一帯の高嶺を望み、鉤杓子の從走に出發した。一行氏名略。(依廣田君報)

△淡路にて

京へたつ浪のひまにはあらはれてかすにし

づむ淡路島山

六甲の山面遠く夕映えて峰の彼方に陽の沈み行く

△落陽 望洋生

山の上に登り来れば見え渡る海面遠く灰色にして

おもひ置きし讀書すすまずいつしかに夕涼しくなりまさりけり

△暑中休暇 藤村まさる

夏の夜の明るきまちをそぞろ歩み書を讀まね

ばかりの影に秘めつ

こころいこしめるかな

△暑中休暇 東山冬三

おもひ置きし讀書すすまずいつしかに夕涼しくなりまさりけり

稻面わたる風にさやけき聲ありて今宵ひそかに秋の來ぬらし

右訃音に接し謹んで弔意を表す

昭和二年六月二十日 福井辰五郎氏
昭和二年慶専門部法律學科卒業

浮田鐵次氏

昭和二年四月七日

稻面わたる風にさやけき聲ありて今宵ひそかに秋の來ぬらし

歐米の學界

最近物故せる歐米諸學者

昨年來歐米に於ける著名なる學者にして訃報を傳へらるる者多く轉た吾人をして寂寥の感を抱かしめる。左に重なる人を掲げて遙かに弔意の一端を表す。

エッヂウアース F. Y. Edgeworth(1845-1926)
曾つてオックスフォード大學教授たり

Economic Journal

の編輯者でもあつた
數理學派經濟學者として有名である。本

誌第四十號第四十二號には其略傳が譯載

せられてゐる。

ノールズ L. C. A.

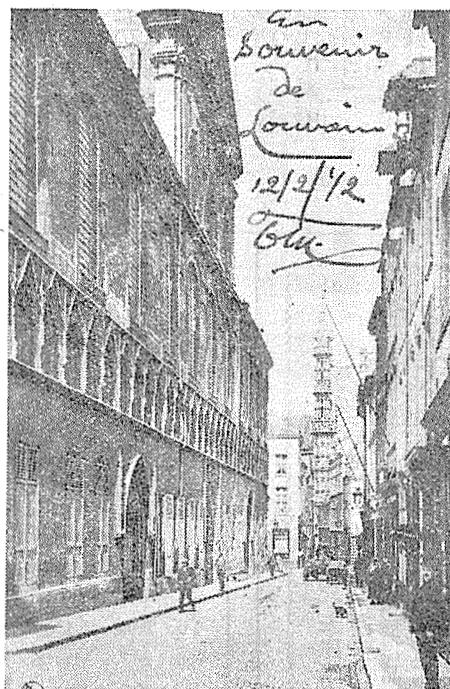
Knowles 有名な女

流經濟學者、曾て。

ノールズ大學生教授たり、經濟史殊に英國第十九世紀の產業革命に關する研究は學界に推賞せられるところである。最近女史の功績が設けられたことは本誌第四十六號に報じた。

ニコルソン J. S. Nicholson(1851-1927) 英國正統學派に屬する有名な經濟學者エディンバラ大學教授。本年五月十一日永眠。

ウィーザー F. F. v. Wieser(1851-1926) 凡て依つて日本の宗教、文學、美術、一般講座が新設されたことになつた由である。



ルツツァッチ Luigi Lizzatti イタリアの經

にオーストリア學派經濟學の創始者として知らる。ウイーン大學教授、最近は社會學の研究に没頭してゐたやうであつた。

ウイックスティード Ph. H. Wicksteed(1844-

1927) ダンテ並びにイブセンの研究者としてイギリスの文壇に名あり、又神學者として知られてゐたが同時にジエヴォンズを祖述せる經濟學者として經濟學界に貢獻するところ大であつた。本年三月十八日没。

ルツツァッチ Luigi Lizzatti イタリアの經濟學派經濟學者として有名である。本誌第四十號第四十二號には其略傳が譯載せられてゐる。

涼秋夜話

今山生

(一)

秀才香骨幾人憐、秋入長安夢愴然、といふが秋の寂しいのは希望がなくなるからだ、虫は死ぬ、木の葉は落ちる、あこくるのは冰雪の冬である、月を見て千千に物を思ふた歌人の胸を流れた感情は今でも我等の心に脉を搏つ。子供の捕つて來たキリギリスが橡側で寂しく鳴いて居る、やがてその虫も死ぬのであらう、實際秋は肅殺の氣を感じる、それが人間の自然であると思ふ。

涼夜天の河を仰ぐ、私は學生の頃辯天島で避暑した事を思ひ出す、一つ砂の丘を越すと果を知らない遠洲灘である、その渚を歩くと黒風しきりに起つて裳を拂ふ、空に銀漢あつて光芒悽く如何にも天の無邊と人間の小弱さいふ事を感じさせられたものだ「荒海や佐渡に横ふ天の河」、といつた俳聖も矢張り斯様な景色を見たのであらう、天の河を仰ぐ時は誰もしもみじみ秋だなあと思ふに違ひない。

（三）
私はときどき世間の夢の破れぬ朝まだき茨木土堤に河原撫子の花を摘みに出る、此の花は如何にも秋の姿を現はして居る、淋しい優しい花である、千草の露を踏みしだきて摘むのである、摘み終つて土堤に立つて旅人の夢を乗せた急行列車がピーピー一聲悲しい音をたてて茨木驛を通過する姿が見える、家に歸つて下駄の上からザブザブ水をかける秋の水である、清冽骨を刺す。

（五）
裏の樺の頂邊で百舌鳥が切りに鳴く、「百舌鳥鳴くや愁思すぞろの男かな」とやつて見た、九になつて居なければせめて七位には見れて欲しい、百舌鳥の聲は鋭いが哀愁を帶びて居る、私はあの哀調を聞くと秀吉が封冊を裂いて憤怒した姿を思ひ出す、凋落の秋は人間に鳥にも物悲しくなければならない、あれが秀吉の下り阪でありそして百舌鳥の聲は天地の衰頬して行く豫告である。

（六）
汽車を待つ間に秋の陽を浴びる、レールが遠く光つて居る、鐵路遠く果なき秋の陽の光」はいけませんか、汽車に乗つて感ずるのは女のヅウヅウしさである、荷物を必ず横に

「子等は皆いねて靜かな夜寒かな」といふ句を作つて見た、餘りうまくもない朝日を静かに吹かして居る、一匹の蛾がこんで來た、電燈のまわりをくるくるまわる、一時はジット眺めて居たが餘りうるさいので叩き殺してしまつた、それが蛾の運命であつたのだろうか、私が女だつたらソツツ摘んで庭に逃がしたであらう、又私がモツツ無關心な男だつたらホツツ置いたであらう、して見る私との心の持方一つが蛾の運命を支配する事になる、恐ろしい事だ、人間對人間もいづれ同じ事と思ふ

引きつけて一人前の座席を占領して居る、若い女もお婆さんも一齊にさうである、混雑する電車に人を押しのけて乗るのはお婆さんである、お爺さんなら次の電車を待つ、あれで女は駄目がよいといふのだから堪らない、尤も男だつて酷い奴がないでもない、足をなげ出して知らぬ顔をして居たり、狸寝入りをして居たり。荷物他人の帽子をはねこばして詫びる言葉を知らない奴が居る。先達日吹田でコップドク私の帽子をはねこばした男があつた、先方も知らぬ顔をして居る、私も知らぬ顔をして居た、大阪に降りてからその男に「オイでめえ何ごと挨拶しろ」ミ卷舌でいふてやつたらペコヘコ頭を下けたのは面白かつた。埋草に斯様な事を書いた。

女郎蜘蛛

今山生

△
露繁きこの朝まだき女郎蜘蛛は静心なく網を張るなり

△
光いてる此の夏の日に女郎蜘蛛は何思ふらん
露うごかなく

△

雨降れざ光いてれど女郎蜘蛛は勇者の如くおそれざりけり

△

子等をみて女郎蜘蛛は勇士の如くおそれざりけり
こぼれれ裳のぬれて

年周五刊創報學山里千
集募文論賞懸念記

九備
一
口
原稿には必ず論題及び應募者の部、科學年號に氏名を明記すること
文體は隨意なるも假名はいろは假名を用ひ墨又はインクにて明瞭に記載することを要す。
千里山學報は發表後毎月二篇乃至二篇宛て千里山學報に掲載す。
右締切日までに到着するやう大阪市福島關西大學學報局宛郵送又は持參すること、尙ほ封皮に「懸賞應募」と朱書するを要す。

九備
一
口
原稿には必ず論題及び應募者の部、科學年號に氏名を明記すること
文體は隨意なるも假名はいろは假名を用ひ墨又はインクにて明瞭に記載することを要す。
千里山學報は發表後毎月二篇乃至二篇宛て千里山學報に掲載す。
右締切日までに到着するやう大阪市福島關西大學學報局宛郵送又は持參すること、尙ほ封皮に「懸賞應募」と朱書するを要す。

關西大學學報局

The Kansai University Bulletin

Published Monthly By

The Kansai University Press

No. 53

September, 1927.

LEADING FEATURES OF CONTENTS

- Relief "Happiness on the Sea" and the Idea of its Sculptor
 The Rise of Comedy in Japan
 Mr. S. Toyooka, Lecturer of the University. Transformation of Private Laws since the Restoration in Japan Prof. Y. Sasa.
 Business Risks and How to Meet Them Dr. S. S. Huebner, Professor of University of Pennsylvania. University News.
 Alumnus News—Mr. G. Inami, Alumnus.
 Students' Activities.
 News from Abroad.
 Miscellanea.
 Illustrations—Relief by Mr. Okuni on the front-frieze of the stage in Administration Building.—Mr. Okuni at his "atelier"—Senriyama in autumnal days—Portrait of the late Prof. G. Boissonade (1824-1910)—Summer Course in Foreign Languages—Prof. Huebner speaking on "Business Risks"—Mr. G. Inami, Alumnus.—Mr. M. Kimura, Alumnus.—Mr. S. Ishiwatari, Alumnus—Mr. R. Omori, Alumnus.

學生諸君に告ぐ
千里山學報投稿に就て
▼學友會各部の記事、各種研究會、親睦會、縣人會その他學生諸會合の記事、論文、文藝作品等本誌に掲載希望の原稿は、總て千里山學舍豫科學生控所及び福島學舍學生入口左側に設置してある千里山學報投稿函に投入して下さい。但し寫真その他投入不能の材料は事務所又は學報局へ直接提出して下さい。
 ▼每號締切は前月二十五日限りとし、その後の分は次號に廻します。
 昭和二年九月
關西大學學報局

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和二年九月十三日印刷
昭和二年九月十五日發行

編輯兼發行人
大阪市西區土佐堀通四丁目五番地
印 刷 者 飯 田 綱 男
印 刷 所
株式 三 有 限 公 司

大阪市此花區上福島北二丁目
大阪市此花區上福島北二丁目
大阪市此花區上福島北二丁目

發 行 所 關西大學學報局
大阪市此花區上福島北二丁目
大阪市此花區上福島北二丁目

關西大學學報局
大阪市外千里山
電話吹田一
二三

關西大學校友ソノ他關係者各位へ

●千里山學報維持費トシテ、校友ソノ他關係者各位カラ續續御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

●本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナケレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御諒恕ヲ願ヒマス。

●金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。但シ集金郵便ニテ御拂込下サル方ハ勝手ナガラ一年半分若クハソレ以上トシテ金額參圓以上ヲ御申込ミ願ヒマス。

●從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サイマシテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒ上マス。

●尙ホ、一年以上繼續御送申上ゲテ井ル方デ、今尙ホ御出捐ガナク、且ツ維持費ニ付テ何等ノ御通報ニモ接シナイ方ハ、或ハ送付先ニ現住サレナイノデハナイカト存ジマスカラ、今後發送ヲ見合セルコトニ致シマス。

昭和二年九月

關西大學學報局

金額

住所

年度

科

名貴

一金
拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替

集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

關西大學教授 宮島綱男先生監譯

アルフレッド・マーシャル 經濟學論集

—近日中に出來發行の豫定—

本書は先年物故せる世界經濟學界の巨人アルフレッド・マーシャルの業績を記念するため、その高弟エリ・シード・ピグー教授が編纂、發行したものである。

その收むるところ、遺稿中の重要な文献十數篇を主とし、加ふるにピグー教授の回顧錄、ジェーム・ケーンズ氏のマーシャル傳その他親しく故人の教へを受け、現に單り英國に於てのみならず全世界の學界に名を競ふ經濟學者數氏の筆に成る恩師を偲ぶ文献數篇を以てしてゐる。啻に經濟學の研究に志す學徒に取つて必讀の書たるのみならず、一個の人格として偉人が印せる足跡を辿る意味に於て、一般讀書子に取つても亦悉く金玉の文字たるを失はぬであらう。

大坂西區阿波通四丁目

株式會社

大坂文寶館

高等及中學校教科書販賣
内外圖書雜誌販賣
法律、經濟、學生參考書各種
エスペラント書各種
配確實迅供速給
責任確保

日本エスペラント協會大賣捌所

大阪市西區京町堀通二丁目

寶盛堂書店

電土五二二二番

机上の友
新刊月報無代進呈
東京各出版所目録進呈

御注文は電話を御利用。

特別御相談は御一報次第參上。

特價提供

御注文はハガキで

ワイシャツはカラーのインチ

生地は大巾何尺
最寄郵便局名

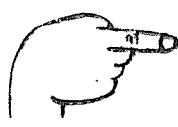
代金支拂方法

引換郵便にてお送り致します

神戸市下山手通二丁目角
電話 舟合一六〇九番
振替 大阪八〇七三六番

ミスミ貿易商會内地部

富士絹ワイスシャツ



特徴

- △値段は……市價より三割安い
- △耐久力は……普通品の四倍
- △生地は……純輸出合格品
- △仕立は……優美堅牢
- △使用は……春夏秋冬に適す

定價

A 號	ソイシャツ	生地大巾一尺
B 號	参圓八拾錢	参拾七錢
C 號	四圓四拾錢	四拾參錢
D 號	四圓八拾錢	四拾八錢
	五圓貳拾錢	五拾四錢
	但シ替カフス付は五拾錢増	

本學校友學生其の他關係の方には
定價より五分引

運賃弊店負擔

野村株式会社調査部編著

實學叢書第一輯

最新华

國際經濟現象の研究

近時、經濟界が漸次複雑の度を加ふる原因を尋ねて、一國經濟界の動きを研究するには、將來は是非、國內經濟と國際經濟との相互關係を中心としてしなければならぬこの見地から、實際に經濟界に活動せらるゝ諸士の爲めに試みられた、本書は時代に適合した國際經濟論である。世界經濟の本質を把握し、逆に國民經濟の構成並に作用を明かにせんとする目的の下に、當第一輯に於ては先づ主として、貿易と爲替に關するものを中心として、世界經濟の相を窺はんとしてゐる。諸士に必要なる此種の實際知識を供給する書は本書を指して未だ他に無い。切に御一讀を請ふ。

景氣循環に關する諸學說

四六判・定價壹圓九拾錢
二二〇頁・送料拾八錢

經濟界景氣變動の研究

四六判・定價壹圓九拾錢
三〇〇頁・送料拾八錢

放資の仕方

四六判・定價壹圓九拾錢
三〇〇頁・送料拾八錢

經濟界季節的變動の研究

四六判・定價壹圓九拾錢
三〇〇頁・送料拾八錢

不景氣時代の研究

四六判・定價壹圓九拾錢
三〇〇頁・送料拾八錢

モラトリアム後の我財界

四六判・定價壹圓九拾錢
二〇〇頁・送料拾八錢

菊判上製函入
紙數二八〇頁
定價貳圓
送料拾八錢

發

賣

所

大坂市北区曾崎上三丁目

同書院 大替振電
番号 一三一七九二番 五七五三五六一北話電